

平成30年1月30日

子ども政策課

電話 0742-34-4792

## **奈良市立鶴舞こども園の民間移管に係る移管先法人の募集について**

奈良市では、増加・多様化する保育ニーズに的確に対応していくため、少子化及び厳しい財政状況下において、安定的・継続的に保育ニーズに沿った質の高い教育・保育を提供していくことをめざし、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、市立幼保施設を再編し一体化するとともに、民間活力を最大限に活用する取組を計画的に進めています。

この度、その取組の一環として、奈良県で初となる「公私連携幼保連携型認定こども園」として平成32年4月より民間移管する奈良市立鶴舞こども園の移管先法人の募集を行います。

### 記

#### **1. 移管施設**

奈良市立鶴舞こども園（奈良市鶴舞東町2-1）

#### **2. 移管日（予定）**

平成32年4月1日

#### **3. 鶴舞こども園周辺（学園前）の状況**

鶴舞こども園周辺ではUR都市機構による大規模な建替事業が行われており、今後子育て世代の流入が見込めます。そのため、民間事業者により施設の拡充を行い、3年保育だけでなく、0歳児からの受入れを行うことで、待機児童解消はもちろん、更なる教育・保育サービスの向上に寄与することができます。

#### **4. 移管することのメリット**

- ・現在、鶴舞こども園は3～5歳児の施設で定員は70名での運営となっておりますが、民間法人に移管することによって、0歳～5歳児を受け入れることができ、定員も170名と大幅な定員拡充が可能となります。そして移管によって生み出される財源・人材を他の公立園に還元することができます。
- ・また、民間法人の場合、施設整備の際に国庫補助の対象となります。（国1/2、市1/4、法人1/4負担）

## 5. 移管方法

「認定こども園法」第34条の規定に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」として、奈良市と移管先法人との間で、『協定』を締結し、奈良市が指定します。

※当初の協定の有効期間については6年とし、期間満了後については、移管先法人が適切な運営が行われていると奈良市が認める場合、協定内容の見直しを協議したうえで更新します。

※奈良県として初の取組です。

## 6. 土地及び建物の取扱い

「協定」を締結することにより、土地については原則無償貸付、既存建物については、原則無償譲渡とする予定です。

## 7. 法人の選定

有識者等からなる「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」による選定を踏まえ、奈良市長が指定法人を決定します。

## 8. 応募資格

応募日時時点で次の要件すべてを満たす法人

- ・学校法人又は社会福祉法人
- ・認定こども園又は幼稚園、若しくは保育所を運営している法人
- ・奈良市の教育・保育行政をよく理解し、奈良市と締結する協定等に規定する条件を遵守し、運営において積極的に協力できる法人

## 9. 応募方法

奈良市ホームページ（子ども政策課）より、募集要項及び応募書類等をダウンロードし利用します。

## 10. 今後のスケジュール（予定）

- ・平成30年1月30日（火） 募集要項等を奈良市ホームページに公表
- ・平成30年2月16日（金） 法人への募集要項説明会及び現地見学会
- ・平成30年4月11日（水）～18日（水） 応募書類受付
- ・平成30年5月～6月 法人審査
- ・平成30年6月下旬頃 指定候補法人の決定・公表
- ・平成30年7月頃 法人による保護者説明会
- ・平成30年9月頃 三者協議会設置
- ・平成31年度 引継ぎ開始（移管3か月前からは、市職員と移管先法人職員で共同保育を行う）  
施設整備工事（定員増及び3号認定受入れに伴う）
- ・平成32年3月 協定の締結
- ・平成32年4月 公私連携幼保連携型認定こども園運営開始

## 11. 他都市の状況

保育所の民間移管については十数年前から全国的に既に行われており、公私連携での民間移管については、大阪市や大津市などが行っています。

# 市立鶴舞こども園の概況について

## (1) 所在地

所在地	奈良市鶴舞東町2-1
地積	4, 7 2 5 m <sup>2</sup>
地目	学校用地
既存建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建
建物面積	7 5 6. 4 8 m <sup>2</sup>
建築年月	平成8年6月
都市計画	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%
容積率	200%

## (2) 既存園舎



